

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(図書館協議会)</p> <p>第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に八幡浜市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に八幡浜市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、文化活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3 協議会の委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>